

茨木市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱

(目的)

第1 この要綱は、母子家庭の母又は父子家庭の父（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項又は第2項に規定する配偶者のない者で現に児童を扶養しているものをいう。以下「ひとり親家庭の親」という。）に対し、市が給付金を支給することにより、就職の際に有利となる資格の取得を促進し、及び資格取得に伴う生活の負担を軽減し、もって母子家庭又は父子家庭の生活の安定を図ることを目的とする。

(給付金の種類)

第2 給付金の種類は、次のとおりとする。

- (1) 高等職業訓練促進給付金（以下「訓練促進給付金」という。）
- (2) 高等職業訓練修了支援給付金（以下「修了支援給付金」という。）
- (3) 高等職業訓練促進継続給付金（以下「訓練促進継続給付金」という。）
- (4) 高等職業訓練修了支援特別給付金（以下「修了支援特別給付金」という。）

(対象者)

第3 給付金の支給対象者（第6において「対象者」という。）は、訓練促進給付金にあっては養成機関において修業を開始した日（以下「修業開始日」という。）以後において、修了支援給付金にあっては養成機関における修業開始日及び当該養成機関における課程を修了した日（以下「修了日」という。）において市内に住所を有する者のうち、次の1から5号に掲げる要件のいずれにも該当するひとり親家庭の親とする。なお、この事業において、「児童」とは、20歳に満たないものをいう。訓練促進継続給付金及び修了支援特別給付金の対象者は、ひとり親家庭の親であって、養成機関において修業を開始し、子が20歳に到達した日以後及び修了日において、次の1から6号に掲げる要件のいずれにも該当する者とする。

- (1) 現に児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当の支給を受けていること又は受けることができる所得水準にあること。（ただし、児童扶養手当法施行令（昭和36年政令第405号）第6条の7の規定は適用しない。）なお、その者の所得が児童扶養手当の支給を受けている者と同等の所得水準を超えた場合であっても、その後1年間に限り、引き続き対象者とする。
- (2) 養成機関において修業年限6月以上の課程を修業し、就職を容易にするために必要な資格として第4に定める対象資格の取得が見込まれる者であること。
- (3) 就業又は育児と修業の両立が困難であると認められる者であること。
- (4) この要綱又はこの要綱による改正前の茨木市母子家庭高等技能訓練促進費支給

要綱による給付金の支給を受けていないこと。

(5) 父子家庭の父にあつては、平成25年4月1日以後に修業を開始した者であること。

(6) ひとり親家庭の親として訓練促進給付金を受給しながら養成機関において修業していた者であつて、子の20歳到達後も引き続き養成機関において修業し、子を扶養していること。ただし、修了支援特別給付金については、修業開始日時点においてひとり親家庭の親であること。

(対象資格)

第4 給付金の対象となる資格は、次に掲げるものとする。

(1) 看護師（准看護師を含む。）

(2) 介護福祉士

(3) 保育士

(4) 理学療法士

(5) 作業療法士

(6) 歯科衛生士

(7) 美容師

(8) 社会福祉士

(9) 製菓衛生師

(10) 調理師

(11) 次に掲げる要件を満たす民間資格等

ア 専門実践教育訓練給付の指定講座を受講するもので、訓練期間が6月以上の資格

イ 特定一般教育訓練給付の指定講座を受講するもので、訓練期間が6月以上の資格

ウ 一般教育訓練給付の指定講座を受講するもので、訓練期間が6月以上かつ情報関係の資格（教育訓練給付制度検索システムの「情報関係」の分野の講座を受講する資格が対象）

(12) その他市長が特に認めた資格

(支給期間等)

第5 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給の対象となる期間は、第3の対象者が修業する期間に相当する期間（その期間が48月を超えるときは、48月）を超えない期間とする。

2 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合は、通算60月を超えない範囲で支給するものとする。（令和7年度以前に修業を開始し、

- 令和8年4月1日時点で修業中の者についても、通算60月を超えない範囲で支給)
- 3 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給は、月を単位として支給するものとし、申請のあった日の属する月から始め、支給すべき事由が消滅する日の前日の属する月で終わるものとする。
 - 4 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給日は、原則として翌月の末日（その日が日曜日、土曜日又は国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下この条において「日曜日等」という。）に当たるときは、その日前においてその日に最も近い日曜日等でない日とする。以下同じ。）とする。
 - 5 修了支援給付金及び修了支援特別給付金の支給は、原則として申請のあった日から30日以内に行うものとする。なお、訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する者が、引き続き看護師の資格を取得するために、養成機関で修業する場合は、原則として看護師養成機関の修了日を経過した日以降に修了支援給付金又は修了支援特別給付金を支給するものとする。

（支給額）

第6 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給額は、次の各号に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者（当該対象者の民法（明治29年法律第89号）第877条第1項に定める扶養義務者で当該対象者と生計を同じくするものを含む。以下同じ。）が訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給を請求する月の属する年度（4月から7月までに当該訓練促進給付金の支給の請求をする場合にあっては、前年度）分の地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含み、同法第328条の規定によって課する退職手当等に係る所得割を除く。以下同じ。）が課されない者（市町村（特別区を含む。）の条例で定めるところにより当該市町村民税を免除された者及び母子家庭自立支援給付金及び父子家庭自立支援給付金に係る所得がないものとした場合に当該市町村民税が課されないこととなる者を含むものとし、当該市町村民税の賦課期日において同法の施行地に住所を有しない者を除く。以下同じ。） 月額100,000円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは当該期間）については、月額140,000円。

平成24年3月31日までに修業を開始した者は月額141,000円）

(2) 前号に掲げる者以外の者 月額70,500円（養成機関における課程の修了までの期間の最後の12月（その期間が12月未満であるときは、当該期間）については、月額110,500円）

2 修了支援給付金及び修了支援特別給付金の支給額は、次に掲げる対象者の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 対象者及び当該対象者と同一の世帯に属する者が修了日の属する月の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）分の地方税法の規定による市町村民税が課されない者 50,000円

(2) 前号に掲げる者以外の者 25,000円

（事前相談の実施）

第7 市長は、訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給申請に際し、ひとり親家庭の親に事前相談を実施する。

2 市長は、当該ひとり親家庭の親の資格取得への意欲や能力、当該資格の取得見込み等を的確に把握するとともに、生活状況についても聴取等を行い、支給の必要性について確認する。

（給付金の支給申請等）

第8 給付金の支給を受けようとする者（第8及び第9において「申請者」という。）は、茨木市高等職業訓練促進給付金等支給申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる給付金の区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて市長に提出しなければならない。ただし、市長は、申請書に添えて提出する書類により証明すべき事実を公簿等によって確認することができる場合は、添付する書類を省略することができる。

(1) 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金

ア 当該申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本及びこれらの者の属する世帯全員の住民票の写し

イ 次に掲げるいずれかの書類

(ア) 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し

(イ) 当該申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族（所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する扶養親族のうち控除対象扶養親族に該当しない30歳以上70歳未満の扶養親族以外のものをいう。）及び生計維持児童（受給希望者の扶養親族でない児童で受給希望者が生計を維持しているものをいう。）の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長（特別区長を含む。以下同じ。）の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号。））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(ウ) 当該申請者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び

数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号。））及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 第6第1項第1号に掲げる者にあつては、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他第6第1項第1号に掲げる者に該当することを証明する書類

エ 支給申請時に修業している養成機関の長が発行する在籍を証明する書類

(2) 修了支援給付金及び修了支援特別給付金

ア 当該申請者及びその扶養している児童の戸籍謄本又は抄本（修業開始日及び修了日における状況を証明できるものに限る。）

イ 次に掲げるいずれかの書類

(ア) 当該申請者に係る児童扶養手当証書の写し

(イ) 当該申請者の前年（1月から7月までの間に申請する場合には、前々年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号。））及び当該控除対象扶養親族の前年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

(ウ) 当該申請者の前々年（1月から7月までの間に申請する場合には、3年前の年）の所得の額並びに加算対象扶養親族及び生計維持児童の有無及び数、老人扶養親族及び特定扶養親族の有無及び数についての市町村長の証明書（同法に規定する控除対象扶養親族（19歳未満の者に限る）がある者にあつては、当該控除対象扶養親族の数を明らかにすることができる書類（16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書（様式第2号））及び当該控除対象扶養親族の前々年の所得の額についての市町村長の証明書を含む。）

ウ 当該申請者の属する世帯全員の住民票の写し（修了日における状況を証明できるものに限る。）

エ 第6第2項第1号に掲げる者にあつては、当該申請者及び当該申請者と同一の世帯に属する者の地方税法の規定による市町村民税に係る納税証明書その他

第6第2項第1号に掲げる者に該当することを証明する書類（修了日の属する年度（修了日の属する月が4月から7月までの場合にあっては、前年度）の状況を証明できるものに限る。

オ 当該課程の修了証明書の写し

2 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給申請は、修業開始日以後に行うことができる。

3 修了支援給付金又は修了支援特別給付金の支給申請は、修了日から起算して30日以内にしなければならない。ただし、市長がやむを得ないと認める事由があるときは、この限りでない。

（給付金の支給決定）

第9 市長は、第8第1項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたものについて給付金の支給を決定し、茨木市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書（様式第3号）又は茨木市高等職業訓練修了支援給付金等支給決定通知書（様式第4号）により申請者に通知する。

2 前項の審査の結果、給付金を支給しないことを決定した場合は、茨木市高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書（様式第5号）又は茨木市高等職業訓練修了支援給付金等不支給決定通知書（様式第6号）により申請者に通知する。

（所得証明）

第10 第6第1項第1号に掲げる者は、毎月、第8第1項第1号ウに掲げる書類を市長に提出しなければならない。ただし、当該書類の証明する内容について、市長が公簿等により確認することができる場合は、当該書類の提出を省略することができる。

2 前項ただし書の規定にかかわらず、第8第1項第1号ウに掲げる書類が証明する内容に変更がある場合は、第6第1項第1号に掲げる者は、毎月、変更後の第8第1項第1号ウに掲げる書類を市長に提出しなければならない。

（在籍証明等）

第11 訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給を受ける者は、毎月、養成機関の長が当該月に発行する在籍を証明する書類を市長に提出しなければならない。ただし、在籍証明に代えて、毎月、養成機関の長が当該月の翌月15日までに発行する出席を証明する書類を市長に提出することができる。

2 市長は、前項に規定する書類の提出がない場合は、訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給を停止することができる。

（修業期間中の受給者の状況の確認等）

第12 市長は、訓練促進給付金及び訓練促進継続給付金の支給を受けている者及び支給期間の上限を超えて修学を継続している者（第12から第14までにおいて「受給者

等」という。)が養成機関に在籍していることを確認するため、当該受給者等に対し、定期的に修業している養成機関の長が発行する単位取得証明書の提出その他訓練促進給付金の支給に関して必要と認める報告を求めることができる。

- 2 受給者等は、ひとり親家庭の親でなくなったこと、本市に住所を有しなくなったこと、修業を取りやめたこと等により第3に掲げる支給要件に該当しなくなったとき又は当該受給者若しくは当該受給者と同一の世帯に属する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に係る市町村民税の課税の状況が変わったとき若しくは世帯を構成する者(当該受給者の民法第877条第1項に定める扶養義務者で当該受給者と生計を同じくするものを含む。)に異動があったときは、やむを得ない事由がある時を除き、当該事由が生じた日から14日以内に、茨木市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届(様式第7号)により市長に届け出なければならない。
- 3 受給者等は、第10第2項の規定による納税証明書等の提出があったとき、その他支給決定の内容に変更が生じたときは、やむを得ない事由がある時を除き、当該事由が生じた日から14日以内に、茨木市高等職業訓練促進給付金等支給決定内容変更届(様式第8号)により市長に届け出なければならない。

(支給決定の取消し等)

第13 市長は、第12第2項の規定による資格喪失の届出があったときその他受給者等が対象者に該当しなくなったときは、当該支給決定を取り消し、遅滞なく、茨木市高等職業訓練促進給付金等支給停止通知書(様式第9号)により当該受給者等に通知する。

- 2 市長は、第12第3項の規定による支給決定内容変更の届出があったときは、住所変更等軽微な変更届を除き、遅滞なく、茨木市高等職業訓練促進給付金等変更決定通知書(様式第10号)により当該受給者等に通知する。

(給付金の返還)

第14 市長は、受給者が偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき又は受給者等が支給要件に該当しなくなったときは、支給額に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(市長の指示)

第15 市長は、訓練促進給付金及び修了支援給付金の使用について、必要な指示をすることができる。

附 則
(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年1月22日から実施し、平成20年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の規定は、平成20年4月1日以後に養成機関において受講を開始した者について適用し、同日前から養成機関において受講をしている者については、なお従前の例による。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年2月27日から実施する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の規定は、平成20年4月1日以後に養成機関において受講を開始した者について適用する。
- 3 平成20年4月1日前から養成機関における修業を開始している者については、茨木市高等技能訓練促進費等事業実施要綱（平成21年1月22日実施）による改正前の茨木市母子家庭高等技能訓練促進費支給要綱（平成17年5月30日実施）（以下この項において「旧要綱」という。）の例による。この場合において、旧要綱第4第1項中「修業期間の最後の3分の1に相当する期間（以下「支給対象期間」という。）とし、12月を上限とする。」とあるのは「修業開始日から修了日までとする。」と、旧要綱第5中「103,000円」とあるのは「141,000円」と、旧要綱第7第1項中「次に掲げる書類」とあるのは「次に掲げる書類（第4号を除く。）」と、旧要綱第7第2項中「修業する期間の3分の2に相当する期間を経過した日」とあるのは「修業開始日」と、旧要綱第9第1項中「定期的に出席状況に関する報告等」とあるのは「おおむね四半期ごとに修業している養成機関の長が発行する単位取得証明書の提出その他訓練促進費の支給に関して必要と認める報告等」と、旧要綱様式第1号の規定中「修業期間の2分の1に相当する期間が経過した日」とあるのは「修業を開始した日」と、「次の書類」とあるのは「次の書類（単位取得証明書を除く。）」とする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成21年9月8日（第3項及び第4項において「実施日」という。）から実施し、平成21年6月5日（第3項及び第4項において「適用日」という。）から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱による改正後の第6第1項の規定は、平成21年6月分の訓練促進費の支給から適用し、平成21年5月分以前の訓練促進費の支給については、なお従前の例による。

- 3 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱による改正後の第8の規定により行ったものとみなす。

(平成24年3月31日までに受講を開始した訓練促進費支給対象者に支給する訓練促進費に関する特例)

- 4 平成20年4月1日以後に養成機関における修業を開始し、適用日現在、養成機関において修業している訓練促進費の支給対象者又は適用日から平成24年3月31日までに養成機関において修業を開始した訓練促進費の支給対象者に対して、訓練促進費を支給する場合におけるこの要綱の規定の適用については、第5第1項中「修業開始日から修了日までの期間（その期間が24月を超えるときは、24月）を超えない期間」とあるのは「修業開始日から修了日まで」と、第6第1項第1号中「100,000円」とあるのは「141,000円」とする。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成24年4月10日から実施し、平成24年4月1日から適用する。
(平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に受講を開始した訓練促進費支給対象者に支給する訓練促進費に関する特例)
- 2 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間に養成機関における修業を開始した訓練給付費の支給対象者に対して、訓練促進費を支給する場合におけるこの要綱による改正後の茨木市高等技能訓練促進費等事業実施要綱の規定の適用については、第5第1項中「修業開始日から修了日までの期間（その期間が24月を超えるときは、24月）を超えない期間」とあるのは「修業開始日から修了日までの期間（その期間が36月を超えるときは、36月）」とする。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成25年6月14日から実施し、平成25年4月1日から適用する。
(経過措置)
- 2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高等技能訓練促進費等事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から実施する。
(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高等技能訓練促進費等事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成26年10月1日から実施する。

附 則

この要綱は、平成28年1月1日から実施する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成28年6月17日から実施し、平成28年4月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の茨木市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱（次項において「改正後の要綱」という。）第4の規定は、平成28年4月1日以後に養成機関において修業を開始した訓練促進給付金の支給対象者について適用し、同日前に養成機関において修業を開始した訓練促進給付金の支給対象者については、なお従前の例による。

3 改正後の要綱第5第1項の規定は、平成28年4月1日現在養成機関において修業している訓練促進給付金の支給対象者及び同日以後に養成機関において修業を開始した訓練促進給付金の支給対象者について適用し、同日前に養成機関における課程を修了した訓練促進給付金の支給対象者については、なお従前の例による。

4 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成30年4月26日から実施し、平成30年4月1日から適用する。

附 則

(実施期日)

1 この要綱は、平成30年8月31日から実施し、平成30年8月1日から適用する。

(経過措置)

2 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高等技能訓練促進費等事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

この要綱は、平成30年11月27日から実施する。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年5月21日から実施し、平成31年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第6第1項の規定は、平成31年4月分の訓練促進費の支給から適用し、平成31年3月分以前の訓練促進費の支給については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱による改正後の第8の規定により行ったものとみなす。
- 4 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和元年12月18日から実施し、令和元年7月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱による改正後の第8の規定により行ったものとみなす。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和3年5月25日（第3項において「実施日」という。）から実施し、令和3年4月1日（第3項において「適用日」という。）から適用する。ただし、第6及び第8の寡婦控除又は寡夫控除のみなし適用対象者についての改正規定は、令和3年7月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 この要綱による改正後の第5第2項の規定は、令和3年4月分の訓練促進費の支給から適用し、令和3年3月分以前の訓練促進費の支給については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱による改正後の第8の規定により行ったものとみなす。
- 4 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

(実施期日)

- 1 この要綱は、令和4年5月10日（第3項において「実施日」という。）から実施

し、令和4年4月1日（第3項において「適用日」という。）から適用する。

（経過措置）

- 2 この要綱による改正後の第5第4項及び第11第1項の規定は、令和4年4月分の訓練促進費の支給から適用し、令和4年3月分以前の訓練促進費の支給については、なお従前の例による。
- 3 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱による改正後の第8の規定により行ったものとみなす。
- 4 この要綱の実施の際、この要綱による改正前の茨木市高等職業訓練促進給付金等事業実施要綱によって定められていた様式による用紙がある場合には、当分の間所要の調整をして、これを使用することを妨げない。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和5年7月29日（第2項において「実施日」という。）から実施し、令和5年4月1日（第2項において「適用日」という。）から適用する。
- （経過措置）
- 2 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱による改正後の第8の規定により行ったものとみなす。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和6年4月10日（第2項において「実施日」という。）から実施し、令和6年4月1日（第2項において「適用日」という。）から適用する。
- （経過措置）
- 2 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱による改正後の第8の規定により行ったものとみなす。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和6年9月12日から実施し、令和6年8月30日から適用する。
- （経過措置）
- 2 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱による改正後の規定により行ったものとみなす。

附 則

（実施期日）

- 1 この要綱は、令和8年6月29日から実施し、令和8年4月1日から適用する。
- （経過措置）
- 2 適用日以後実施日までの間において行った給付金支給申請手続は、この要綱によ

る改正後の規定により行ったものとみなす。

茨木市高等職業訓練促進給付金等支給申請書

年 月 日

（申請先）茨木市長

氏名 _____

高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練促進継続給付金・高等職業訓練修了支援給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金の支給を次のとおり申請します。

※いずれかに○を付けてください。

氏名	フリガナ		生年月日	年 月 日
個人番号			(歳)	
住所	(〒 -)		電話 () -	
過去の受給の有無	過去に高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練促進継続給付金・高等職業訓練修了支援給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金を受けたことが ある ・ ない			
本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について				
養成機関及び修業内容について	養成機関名			
	住所			電話 () -
	修業期間	年 月 日 ~	年 月 日	昼間 ・ 夜間
	修業している資格	看護師・准看護師・介護福祉士・保育士・理学療法士 作業療法士・歯科衛生士・美容師・社会福祉士・製菓衛生師 調理師・その他 ()		
准看護師から看護師の養成機関に引き続き進学する予定が	ある ・ ない			
今年度中に20歳になる子が	いる ・ いない			
(備考)				
				No.

同意書

茨木市高等職業訓練促進給付金の支給要件の審査のために、私及び同居の世帯の住民票、税務資料等を必要な限度において閲覧することに同意します。

氏名 _____

氏名 _____

備考

- 1 高等職業訓練促進（継続）給付金支給申請は、修業を開始した日以後に行ってください。
- 2 高等職業訓練修了支援（特別）給付金支給申請は、修了日から30日以内に行ってください。
- 3 「本給付金と同時に利用する給付金・貸付金について」欄は、本給付金と同時に利用する給付金・貸付金がある場合には、必ず記載してください。
- 4 修業証明書等を添付する場合は、「養成機関及び修業内容について」欄に記載する必要はありません。

申請者と同居の世帯に属する者の氏名等について

（住民票の世帯が別であっても、直系の血族又は兄弟姉妹で申請者と生計を同じくする方は記載してください。）

1氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日（ 歳）
個人番号		続柄	
住所	（〒 - ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当 ・ 非該当	
2氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日（ 歳）
個人番号		続柄	
住所	（〒 - ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当 ・ 非該当	
3氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日（ 歳）
個人番号		続柄	
住所	（〒 - ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当 ・ 非該当	
4氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日（ 歳）
個人番号		続柄	
住所	（〒 - ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当 ・ 非該当	
5氏名	フリガナ	生年月日	年 月 日（ 歳）
個人番号		続柄	
住所	（〒 - ）	申請者の地方税上の扶養親族に 該当 ・ 非該当	
（備考）			

16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

年 月 日

（届出先）茨木市長

住所 _____

氏名 _____

私の所得税法上の扶養親族のうち、前年（請求日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。

□16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族						
1	フリガナ		続柄		生年	年
	氏名			月日	月	日
	個人番号		住所(別居の場合)			
2	フリガナ		続柄		生年	年
	氏名			月日	月	日
	個人番号		住所(別居の場合)			
3	フリガナ		続柄		生年	年
	氏名			月日	月	日
	個人番号		住所(別居の場合)			
4	フリガナ		続柄		生年	年
	氏名			月日	月	日
	個人番号		住所(別居の場合)			

【添付書類】

- ・16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の所得証明書

【注意事項】

- ・この申立書は高等職業訓練促進給付金、高等職業訓練促進継続給付金、高等職業訓練修了支援給付金、高等職業訓練修了支援特別給付金の支給を受けようとする者に、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）または前々年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、3年前）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族がいる場合に、その扶養親族の氏名や、当該給付金の支給を受けようとする者との続柄等をご記入いただくものです。
- ・所得税法上の扶養親族とは、前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方です。
 - ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族をいいます。）又は都道府県知事から養育を委託された児童（いわゆる里子）や市町村長から養護を依頼された老人である
 - ② あなたと生計を一にしている
 - ③ 前年（申請日が1月から7月までの間にある場合は、前々年）の所得税法上の合計所得額が48万円以下
 - ④ 青色申告書の事業専従者として給与の支払いを受けていない又は白色申告書の事業専従者でない

茨木市高等職業訓練促進給付金等支給決定通知書

年 月 日

様

茨木市長



年 月 日付け申請の（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練促進継続給付金）は、
次のとおり支給します。

	No.
養成機関名	
支給に係る資格	
支給予定期間	年 月 ～ 年 月
支給月額	

※課税状況により金額の変更有り

（注意）

- 1 高等職業訓練促進給付金等の2回目以降の支給を受けるためには、養成機関から発行される在籍を証明する書類等を定められた期限までに提出することが必要です。また、おおむね四半期ごとに修業している養成機関の長が発行する単位取得証明書を提出してください。これらの書類の提出がない場合は、支給を停止する場合があります。
- 2 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったこと、本市に住所を有しなくなったこと、養成機関での修業を取りやめたこと等により受給資格がなくなったときは、14日以内に資格喪失届を提出してください。

様式第4号（第9関係）

茨木市高等職業訓練修了支援給付金等支給決定通知書

年 月 日

様

茨木市長

印

年 月 日付け申請の_(高等職業訓練修了支援給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金)
は、次のとおり支給します。

	No.
支 給 額	
振 込 年 月 日	年 月 日

茨木市高等職業訓練促進給付金等不支給決定通知書

年 月 日

様

茨木市長



年 月 日付け申請の（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練促進継続給付金）は、
次の理由により支給しないことと決定したので通知します。

	No.
養成機関名	
支給に係る資格	
高等職業訓練促進給付金等を支給しない理由	

茨木市高等職業訓練修了支援給付金等不支給決定通知書

年 月 日

様

茨木市長



年 月 日付け申請の（高等職業訓練修了支援給付金・高等職業訓練修了支援特別給付金）
は、次の理由により支給しないことと決定したので通知します。

No.	高等職業訓練修了支援給付金等を支給しない理由
-----	------------------------

茨木市高等職業訓練促進給付金等受給資格喪失届

年 月 日

（届出先）茨木市長

氏名_____

（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練促進継続給付金）の受給資格がなくなったので届け出ます。

No.		
氏 名	フリガナ	
住 所	〒	電話（ ） —
受給資格がなくなつた理由	1 母子家庭の母又は父子家庭の父でなくなったため。 2 茨木市に住所を有しなくなったため。 3 養成機関での修業を取りやめたため。 4 その他	
理由が発生した日	年 月 日	

様式第 8 号 (第12関係)

茨木市高等職業訓練促進給付金等支給決定内容変更届

年 月 日

(届出先) 茨木市長

氏名_____

(高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練促進継続給付金) の受給資格が変更となったので届け出ます。

No.		
氏 名	フリガナ	
住 所	〒	電話 ()
		—
変更事由		
事由が発生した日	年	月 日

様式第9号（第13関係）

茨木市高等職業訓練促進給付金等支給停止通知書

年 月 日

様

茨木市長



次のとおり、（高等職業訓練促進給付金・高等職業訓練促進継続給付金）の支給を停止しますので、通知します。

No.		
氏 名	フリガナ	
住 所	〒	電話（ ）
		—
支給を停止する理由		
支給停止開始月	年 月	

茨木市高等職業訓練促進給付金等変更決定通知書

年 月 日

様

茨木市長



次のとおり、変更決定しましたので、通知します。

No.		
氏 名	フリガナ	
住 所	〒	電話（ ）
		—
変更内容		